

NPA推奨店会員規約

第1条（目的）

この規約（以下「本規約」という）は、一般社団法人ナイトワークプロテクト協会（以下「本法人」という）が運営する会員サービスであるNPA推奨店（以下「会員」という）の登録について、本法人と会員が遵守する事項を相互に承認する為に定めるものである。

第2条（会員の定義）

会員とは、本規約を承認の上で、本法人に対してNPA推奨店の入会を申し込み、コンプライアンス研修を受講し、本法人所定の手続きを完了した個人、法人および団体である。

第3条（NPA推奨店の種別・会員登録）

1 店舗の種別には、実際に存在している店舗（以下「店舗」という）とネット上に存在している店舗（以下「オンラインショップ」という）がある。

2 会員登録は、本規約承認の上、本法人社員、代理店、または当ウェブサイトから入会を申請し、それを本法人が承認した店舗とする。但し、対象外となる店舗がある。

3 本法人は、入会申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断する場合は、その入会を承認しない。（1）本法人の活動趣旨、目的に賛同しているとは見られない場合（2）過去に本規約違反またはその他関連規定に違反したことがあり、これを理由として会員資格の取消し、喪失等があった場合（3）入会申込時の記載内容に、意図的な記入漏れ、事実と反する記載があった場合（4）入会申込後一定の期間内に会費払込が行われない場合（5）入会申込者の事業または取扱商品に法令違反があり、またはこれらが社会規範に反したり、その恐れがある場合（6）その他、本法人の趣旨目的から当該の会員資格継続が、社会的に不適切な場合

第4条（NPA推奨店年会費及び納入）

- 1 NPA推奨店会員は入会申込みにあたり、以下の各号に定める通りの年会費を支払い、以後毎年年会費を本法人に納入するものとする。（1）一括払いの場合は、100,000円（2）分割払いの場合は、月10,000円を12回
- 2 年会費は、指定された期日までに、本法人の指定する方法で納入しなければならない。
- 3 第3条第5項の場合を除き、一旦納付された年会費は、その理由の如何を問わず返還を要しないものとする。

第5条（NPA推奨店会員資格の有効期間）

NPA推奨店会員資格の有効期間は、本規約に従って入会が承認され、かつ第4条に定める会費の入金を確認した日から満1年間とし、以後、期間満了日の1ヶ月前までに、会員から本法人に対し、退会の申し出がない場合は、更に会員期間を1年間として、同内容にて自動更新されたものとし、以後も同様とする。

第6条（入会申込記載事項の変更）

- 1 NPA推奨店会員は、会員の登録事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を本法人に届け出なければならない。会員が申告した情報は、個人情報として本法人が管理し、原則として会員の承諾なしに個人情報の修正・変更をしないものとする。但し本法人が第9条（会員資格・会員特典の喪失）に該当すると判断した場合は修正・変更を行う場合がある。
- 2 前項に定める届出を怠り、またこれに不備があり、変更手続きの不履行や遅延等が生じ、仮に当該会員に不利益がある場合にも、本法人は原則としていかなる責任も負わないものとする。

第7条（退会）

NPA推奨店会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。なお、退会した場合、NPA推奨店特典サービス等は無効となる。また、会員期間の残日数の有無にかかわらず、当該会員から受領済みの会費の返金を行わないものとする。

第 8 条（除名）

本法人は、NPA推奨店会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。（１）本法人の定款又は本規約に違反し、その解消ができないとき。（２）本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき（３）本法人の許可なく本法人もしくは関連主体のロゴマーク、印刷物などを使用したり、転用したとき（４）登録した情報に虚偽の内容があるとき（５）本法人又は本法人の利害関係者に対し、故なく誹謗中傷をしたと認められる事実があるとき（６）本法人の事業活動を妨害する等の行為があった場合（７）法令もしくは公序良俗に反する行為を行ない、これが本法人や本法人関係者の名誉信用を毀損する場合（８）その他前項に示したと同等の除名に値する行為（行為義務あるときに意図的な不作為を含む。）がなされた場合

第 9 条（会員資格・会員特典の喪失）

会員が以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、本法人は予告なくNPA推奨店サービスの利用停止又は会員資格の喪失を行うことができるものとする。なお、会員資格が喪失する場合は、NPA推奨店特典サービス等は無効となる。また、会員期間の残日数の有無にかかわらず、当該会員から受領済みの会費の返金を行わないものとする。

（１）会員登録内容に虚偽記載がある又は所定の変更手続等がないために、本法人の業務に支障が生じた場合、（２）本会員規約に違反した場合、（３）特典サービス等の不正利用があった場合、（４）本法人による定期視察の際、本法人規定のコンプライアンス違反が見受けられた場合、（５）正当な理由なく年会費支払を3か月以上遅滞したとき（６）その他、本法人が会員として不適切であると判断した場合

第 10 条（NPA推奨店会員の特典）

1 NPA推奨店会員は、本法人が別途定める特典を受けることができるものとする。但し、対象外となる店舗があるとする。

2 会員は、その他の特典及び各種サービスを受ける権利を第三者に譲渡又は換金することはできないものとする。

3 本法人は、やむを得ない事由ある時は、会員に予告することなく特典の内容を変更、中止、または終了することができるものとする。

4 本法人は、会員の同意を得た場合は、当該NPA推奨店会員の企業の名称又は個人の氏名を本法人のウェブサイト等で公表することができるものとする。なお、本法人の判断により、いつにてもこれを個別もしくは一般的に撤回し、非公開とすることができるものとする。

第11条（NPA推奨店会員規約の追加及び変更）

1 本規約に定めのない事項もしくは疑義ある事項については、本法人社員総会の決議により追加してこの解釈を定めることができるほか、本法人は、いつにても社員総会の決議により、本規約及び運用内容の全部または一部を会員に予告なく変更することができる。

2 変更後の本規約は、緊急性ある場合を除き、原則として本法人のウェブサイト上の会員規約ページに掲載することで、会員への通知とする。

第12条（機密情報の保護）

本法人は、一般的に個人情報保護に努め、本法人の業務遂行上知り得た、NPA推奨店会員の情報保護に万全を期すものとする。

第13条（反社会的勢力の排除）

NPA推奨店会員は、現時点及び将来にわたり、自己について次の各号のいずれの事項にも該当しないことを表明し、確約するものとする。（1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」とする）であること又は反社会的勢力であったこと。（2）反社会的勢力が経営を支配していること。（3）代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。（4）自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図るなど反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。(6) 反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係を有すること。(7) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求を行うこと。(8) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。(9) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行うこと。

第14条（その他免責事項）

本法人は、会員サービスを提供するためのコンピュータ機器や通信機器等の故障およびトラブルならびに通信回線の障害等により、会員のデータが消失もしくは判読不可能になった場合、本法人は通知を要せず無条件で直ちに会員登録の取消又は会員サービスを停止することができるものとする。本法人は、これにより会員に発生した一切の損害について、如何なる責任も負わないものとする。

会員が、会員サービスを利用したことにより、他の会員又は第三者に対して損害等を与えた場合、会員は自己の責任と費用において解決し、本法人に対して何等の迷惑または損害等を与えないものとする。

第15条（損害賠償）

NPA推奨店会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本法人に損害を与えた場合、本法人は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとする。

第16条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第17条（裁判管轄）

本会員規約に関して会員と本法人との間で紛争が発生した場合、本法人本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

この規約は、2023年8月1日より施行する。